

令和6年7月29日

市政記者クラブ 様

環境局環境企画部脱炭素社会推進課
森、石井 （電話：972-2691）

気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定します！



気候変動適応法改正に基づく熱中症特別警戒アラート発表時に、市民等が暑さから避難するための公共施設・民間施設をクーリングシェルターとして、この度、指定しますのでお知らせいたします。

記

1 運用開始日

令和6年7月31日（水）

2 指定施設

別添一覧のとおり

※ 一覧は市公式ウェブサイトにて掲載し、随時更新いたします。

※ クーリングシェルターへの指定の申請は随時受け付けております。詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

「気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000176245.html>



(参考)

熱中症特別警戒アラート

- ・広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- ・具体的には、愛知県内の全ての暑さ指数情報提供地点（11 か所）において暑さ指数 35 以上となる時などが該当します。

クーリングシェルター

- ・気候変動適応法の改正（令和 6 年 4 月 1 日全面施行）により、市町村長は、熱中症特別警戒アラート発表時に、暑さから避難するための場所として、公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして指定できることとなりました。
- ・本市では、日常的に暑さを避けて一時的に休憩いただける場所として、「避暑（ひしよ）やすみスポット」も設置しております。

項目	クーリングシェルター 「指定暑熱避難施設」	避暑（ひしよ）やすみスポット 「名古屋市一時的避暑スポット」
概要	気候変動適応法に基づく、 <u>熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときに</u> 、危険な暑さから避難できる場所	<u>日常的に、暑さを避けて一時的に（1時間程度）</u> 休憩できる場所
運用期間	4 月第 4 水曜～10 月第 4 水曜 ※施設管理者が設定した開放日及び時間帯	6 月 1 日～9 月 30 日 ※施設管理者が設定した開放日及び時間帯
マーク		
運用開始	令和 6 年 7 月 31 日	令和 5 年 7 月
施設数	57 箇所（令和 6 年 7 月 29 日時点）	531 箇所（令和 6 年 7 月 29 日時点）

※ クーリングシェルターと避暑やすみスポットの重複箇所は 36 箇所です。

※ 避暑やすみスポットの詳細及び協力施設は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

「避暑（ひしよ）やすみスポット（名古屋市一時的避暑スポット）」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000165670.html>

